

(訟ろー01)

令和2年3月6日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 定 久 朋 宏

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律等の制定に伴う規程の制定等について（事務連絡）

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号。以下「民事執行法等一部改正法」という。）及び船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号。以下「船舶油濁損害賠償保障法一部改正法」という。）の制定に伴い、下記1の規程が令和元年11月27日制定されました。

また、民事執行法等一部改正法及び民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、下記2の通達が発出されました。

については、これらの規程及び通達について、下記3の参考資料を送付しますので、裁判官、裁判所書記官等に配布するとともに、その趣旨等を周知させるようお取り計らいください。

なお、船舶油濁損害賠償保障法一部改正法の施行に伴う通達の改正については、同法の施行日が確定した後に行われる予定です。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

記

1 規程

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程（令和元年最高裁判所規程第1号）

2 通達

- (1) 令和2年3月6日付け最高裁総三第294号事務総長通達「「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」
- (2) 令和2年3月6日付け最高裁総三第295号事務総長通達「「事件記録等保存規程の運用について」の一部改正について」
- (3) 令和2年3月6日付け最高裁総三第296号事務総長通達「「事件関係の帳簿諸票の備付け等について」の一部改正について」
- (4) 令和2年3月6日付け最高裁総三第297号総務局長通達「「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」
- (5) 令和2年3月6日付け最高裁総三第298号事務総長通達「「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」の一部改正について」

3 参考資料

- (1) 符号規程及び受付分配通達の改正の概要
- (2) 保存規程及び保存通達の改正の概要
- (3) 帳簿諸票備付通達及び帳簿諸票取扱通達の改正の概要
- (4) 保管金通達の改正の概要

(令和2. 3. 6 総三印)

符号規程及び受付分配通達の改正の概要

第1 改正の趣旨

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号。以下「民事執行法等一部改正法」という。）及び船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）の制定に伴い、民事事件記録符号規程（平成13年最高裁判所規程第1号。以下「符号規程」という。）について、所要の改正を行った。

また、民事執行法等一部改正法及び民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）の施行に伴い、平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」（以下「受付分配通達」という。）について、所要の改正を行った。

第2 改正の内容

1 符号規程の改正について

(1) 民事執行法（昭和54年法律第4号）の一部改正により、第三者からの情報取得手続（民事執行法第205条、第206条、第207条）が新設されたことに伴い、第三者からの情報取得事件の民事事件記録符号として「情チ」を新設した。

(2) 民事事件記録符号「油」の事件名を「油濁等損害賠償責任制限事件」に改めた。

2 受付分配通達の改正について

(1) 別表第1（民事事件）の基本事件（44項）について

1の(1)の改正に伴い、基本事件として「44 第三者からの情報取得事件」の項を新設した。

(2) 別表第1（民事事件）の執行雑事件（62項）について

ア 執行雑事件の項の新設

民事執行法第174条第1項第1号に定める方法による子の引渡しの強制執行の申立てを立件するために、執行雑事件として、「(33) 執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立て」（民事執行法第174条第1項第1号）の項を新設するとともに、「(34) 第三者の占有する場所での執行の許可の申立て」（民事執行法第175条第3項）及び「(35) 債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定の申立て」（民事執行法第175条第6項）の項を新設した。

イ 基本法条の追加等

第三者からの情報取得事件に係る執行費用額確定処分の申立てを立件するために、「(4) 執行費用額確定処分の申立て」及び「(5) 執行費用額確定処分に対する異議の申立て」の基本法条に「211」を追加した。

民事執行法第167条の14の改正に伴い、「(20) 先取特権等によって担保される債権の差押え又は仮差押えの登記等の嘱託の申立て」及び「(25) 移転登記等の嘱託の申立て」の基本法条に「167の14」とあるのを「167の14I」に改めた。

民事執行法第174条第1項第1号に定める方法による子の引渡しの強制執行に係る費用支払の申立てを立件するために、(30)の項の事件の種類の欄の「代替執行費用支払の申立て」を「代替執行等費用支払の申立て」に改めるとともに、同項の基本法条に「174V」を追加した。

民事執行法第174条第1項第2号に定める方法による子の引渡しの強制執行の申立てを立件するために、「(31) 間接強制の申立て」の基本法条に「174I②」を追加した。

(3) 別表第5（家庭事件のうち家事事件及び訴訟等事件）の家事審判事件（1項）について

家事事件手続法（平成23年法律第52号。以下「家事法」という。）別表第一に掲げる審判事項として「児童相談所長の申立てによる特別養子適格

の確認」（別表第一の128の3の項）が新設されたことに伴い、受付分配通達の別表第5の1の内訳表の家事法別表第一関係の(131)として審判事項を追加し、「事件番号の付け方の基準となるもの」を「児童」とした。

(4) 別表第5（家庭事件のうち家事事件及び訴訟等事件）の家事雑事件（12項）について

ア 家事雑事件の項の新設

養親となるべき者による特別養子適格確認の申立てを立件するために、家事雑事件として、「(22) 特別養子適格の確認の申立て」（家事法第164条の2）の項を新設した。

民事執行法第174条第1項第1号に定める方法による子の引渡しの強制執行の申立てを立件するために、家事雑事件として、「(32) 執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立て」（民事執行法第174条第1項第1号）の項を新設した。

イ 基本法条の追加等

民事執行法第174条第1項第2号に定める方法による子の引渡しの強制執行の申立てを立件するために、「(31) 間接強制の申立て」の基本法条に「174Ⅰ②」を追加した。

民事執行法第174条第1項第1号に定める方法による子の引渡しの強制執行に係る費用支払の申立て、第三者の占有する場所での執行の許可の申立て及び債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定の申立てを立件するために、(33)の項の事件の種類の欄の「審判前の保全処分の執行の申立て、代替執行の申立て又は間接強制の申立てに関連する申立てで執行雑事件に該当するもの」を「審判前の保全処分の執行の申立て、代替執行の申立て、間接強制の申立て又は執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立てに関連する申立てで執行雑事件に該当するもの」に改めた。

ウ 留意事項

人事訴訟に係る債務名義に基づく民事執行法第174条第1項第1号に定める方法による子の引渡しの強制執行の申立て、同強制執行に係る費用支払の申立て、第三者の占有する場所での執行の許可の申立て、債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定の申立て及び同項第2号に定める方法による子の引渡しの強制執行の申立ては、「(4) 人事訴訟、通常訴訟又は保全命令事件に関連する申立てで執行雑事件に該当するもの」として立件する。

(令和2. 3. 6 総三印)

保存規程及び保存通達の改正の概要

第1 改正の趣旨

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号。以下「民事執行法等一部改正法」という。）及び船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）の制定に伴い、事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号。以下「保存規程」という。）について、所要の改正を行った。

また、民事執行法等一部改正法の施行に伴い、平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長通達「事件記録等保存規程の運用について」（以下「保存通達」という。）について、所要の改正を行った。

第2 改正の内容

1 保存規程の改正について

(1) 記録及び事件書類の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる事件の種類として規定されていた債権等執行事件を削除し（保存規程第5条），債権等執行事件の定義の定めを削除した（保存規程第2条）。

(2) 第一审裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間について、第三者からの情報取得事件の記録の保存期間を、財産開示事件に準じて5年と定めた（保存規程別表第一の13）。

(3) 保存規程別表第一の14の項の事件の種類の名称に「油濁損害賠償責任制限事件」とあるのを「油濁等損害賠償責任制限事件」に改めた。

(4) 保存規程別表第二に掲げる移送の決定の原本が付記の対象となることを明確にした（保存規程第7条）。

2 保存通達の改正について

民事執行法（昭和54年法律第4号）の一部改正により、差押命令の取消し

(民事執行法第155条第6項)の規定が新設されたことにより、債権等執行事件について保存期間の特例を定める必要がなくなったので、保存通達記第1の4の規定を削除した。

第3 改正に伴う留意事項等

1 第三者からの情報取得事件の記録の保存の始期について

第三者からの情報取得事件の完結日は、①民事執行法第208条第2項の規定により債務者に通知した日（第三者が複数あるなど、債務者への通知が複数回に分けて行われたときには、最後に、債務者に通知した日）、②申立ての取下げがあった日、③申立てを却下する決定が確定した日又は申立てを認容する決定を取り消す決定がされた日であるから、これらの日から保存期間を起算する。

2 保存規程第7条の改正について

従前から実務において移送の決定の原本には付記が行われているところ、改正前の保存規程第7条の規定からは、別表第二（上訴裁判所で保存する事件書類）に掲げる移送の決定の原本が付記の対象から外れているように読め、疑義を生じさせることから改正を行うこととした。

3 保存期間の始期の特例の定め（改正前の保存通達記第1の4）の廃止及び特例の定めにより保存に付された記録の取扱いについて

（1）改正の理由

従前、債権等執行事件について、差押命令を発した後、債権の取立ての届出等がないため完結しない事件が少なくなかったところ、このような事件を処理するために差押債権者の取立権発生から5年を経過したときは、当該事件の記録及び事件書類については、その5年を経過した日から保存期間を起算することができるとの特例を定めていた。今回の民事執行法の一部改正により、金銭債権を取り立てることができることとなった日から2年を経過した後4週間以内に差押債権者が取立届又は支払を受けていない旨の届出をし

ないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができることとなり（以下「差押命令の取消し」という。），差押命令の取消しがされれば、取消決定が確定した日を完結日として保存期間が開始することから、上記の特例の定めを削除することとした。

(2) 5年経過保存事件の記録の取扱い

ア 原則的な取り扱い

民事執行法等一部改正法の施行日（以下「施行日」という。）において、既に差押債権者の取立て権が発生している債権等執行事件には、新設された差押命令の取消しの規定の適用があるところ、改正前の保存通達記第1の4の定めによる記録の保存を開始している債権等執行事件（以下「5年経過保存事件」という。）にも当該規定は適用される。

もっとも、差押命令の取消しの規定の適用があることは、事件が完結し記録の保存が開始しているという状態に影響を与えるものではないと考えられる。すなわち、5年経過保存事件については、保存期間が満了するまでの間に差押債権者から取立てを継続する意思が表明されたなどの一定の場合を除き、あらためて事件を完結させる必要はない。その場合、差押命令の取消しが行われる必要はないし、裁判所書記官も、差押命令の取消しに先立つ予告通知（民事執行規則第137条の3）をする必要ないと考えられる。したがって、5年経過保存事件について、施行日において既に保存期間が満了している事件はもちろん、施行日以降に保存期間が満了した事件は、以下のイの場合を除き、記録を廃棄して差し支えない。なお、5年経過保存事件の記録を廃棄した後に執行裁判所が差押命令の取消しを行うことがあり得るが、その場合には、当事者等から差押命令正本の提出を受けて、必要な手続を行うことになると考えられる。

イ 例外として5年経過保存事件の記録を廃棄せず1項特別保存に付すこと が相当な場合

(ア) 施行日以降当該事件の記録が廃棄されるまでの間に、差押債権者から債権の一部取立ての届出や支払を受けていない旨の届出がされた場合

これらの届出は、差押債権者から民事執行法の改正規定に沿って当該事件の取立てを継続する意思が表明されたものと言え、差押命令の取消しの手続を経ることなく、記録を廃棄するのは不相当と考えられることから、それらの届出がされた時点において、当該事件の記録を1項特別保存に付すことが相当である（始期について後記ウ(ア)のとおり）。

(イ) 施行日以降当該事件の記録が廃棄されるまでの間に、第三債務者などから執行裁判所に対して差押命令の取消しを行うよう上申等がされた場合

これらの上申は、執行裁判所に対して職権発動を促すものと考えられるから、上申がされた時点で、差押命令の取消しを行うか否か執行裁判所の判断を仰ぎ、職権による差押命令の取消しが見込まれるときは、当該事件の記録を1項特別保存に付すことが相当である（始期について後記ウ(ア)のとおり）。

ウ 1項特別保存に付す場合の手続

5年経過保存事件について前記の届出や上申等があった場合には、係書記官は、記録係（記録係が置かれていない支部等にあっては当該事件の記録の保存等に関する事項を担当する部署又は担当者。以下同じ。）から保存に付されている記録を借り出し、それに当該書面を綴った上で、当該記録を保存期間満了後1項特別保存に付する必要があることを速やかに執行裁判所に確認し、記録係に1項特別保存に付することに向けた手続をとることを依頼することになる。そして、記録係は、1項特別保存に付することにつき、1項特別保存の認定権者の判断を仰ぐことになる。

(ア) 1項特別保存の始期

上記イにより1項特別保存に付す場合の多くは、既に開始している保

存期間の満了前に 1 項特別保存に付す旨の判断をすることになるが、その場合、通常の保存期間満了前に特別保存が開始することはないから、1 項特別保存の保存期間が開始されるのは、改正前の保存通達記第 1 の 4 の定めによる保存期間が満了した後となる。

1 項特別保存に付す旨の判断が改正前の保存通達記第 1 の 4 の定めによる保存期間が既に満了した後にされた場合には、この保存期間の満了日の翌日が始期となる。

(イ) 1 項特別保存の終期

1 項特別保存に付した事件について差押命令の取消しがされた場合、5 年経過保存事件以外の事件において差押命令の取消しがされた場合と同様に、取消決定が確定した後 5 年を経過するまで記録を保存する取扱いが相当と考えられる。なお、多くの場合は、既に開始している保存期間の満了前に 1 項特別保存に付す旨の判断が行われ、その保存期間満了後に 1 項特別保存の保存期間が開始されることになると思われるが、その場合、差押命令の取消決定の確定後の残余の保存期間と 1 項特別保存による保存期間が合計 5 年に達するまで記録を保存すれば足りる。

1 項特別保存に付す際に、差押命令の取消しの確定日が明らかでない場合は、終期の記載は不確定期限として「差押命令の取消決定が確定した後 5 年が経過するまで」などとすることが考えられる。

もっとも、保存終期を不確定期限として 1 項特別保存に付した場合、期限が不確定なままでは保存の終期の管理が難しいため、実際に差押命令の取消しがされた場合には、確定日を確認した上で、特別保存の認定権者の判断を仰いで、1 項特別保存の終期を確定期限に変更することが相当である。

このように、1 項特別保存に付す場合の手続、始期・終期の定め方はやや複雑であるので、各庁においては、1 項特別保存に付す手続に遗漏

がないよう、各庁の実情に応じた事務処理態勢を確立されたい。

エ 1項特別保存に付した後の記録の管理方法

1項特別保存に付した事件の記録は、各庁の実情に応じて、記録係が管理する場合と事件処理が終わるまで係書記官が借り出して管理しておく場合が考えられる。

1項特別保存に付した事件の記録の管理は、記録係が保存している特別保存記録等保存票（以下「保存票」という。）によって管理されることに変わりがないから、保存票によって記録を管理するために、記録係においても事件の進行状況を把握しておく必要がある。そこで、事件処理を担当する部署の係書記官は、必要に応じて記録係に事件の進行状況を連絡する必要があり、連絡を受けた記録係では、保存票の備考欄に事件の進行状況を記載しておく取扱いをすることが相当である。特に、事件処理が終わるまで係書記官が管理することとした場合、長期間に渡って記録を貸し出すことになることから、記録係において、定期的に係書記官による記録の管理状況を確認するなどして適切な管理が行われるように留意されたい。

いずれの場合においても、事件処理を担当する部署においては、差押命令の取消しまでの想定した事件の進行管理（一部取立届又は支払を受けていない旨の届出の提出日の管理等）を行う必要があるから、1項特別保存に付した事件の一覧表を作成するなどして、適切に事件の進行管理を行うことができるようにしておく必要がある。

オ 1項特別保存に付した後に取下書等が提出された場合

1項特別保存による保存期間中において差押命令の取消しがされる前に差押債権者から取下書や取立完了届が提出される可能性がある。この場合、取下書等が提出された時点で、1項特別保存を取り消し、当該事件の記録を廃棄することになる。

1項特別保存に付す旨の判断をしたもののが改正前の保存通達記第1の4

の定めによる保存期間が満了する前に取下書等が提出された場合には、1項特別保存の判断を取り消し、前記の保存期間が満了した後に記録を廃棄することになる。

(3) 他の事由により既に1項特別保存中の記録の取扱い

施行日において既に他の事由により1項特別保存中の債権等執行事件についても、上記(2)の5年経過保存事件の取扱いと同様となる。

すなわち、現在の1項特別保存の保存終期が満了した後は、原則として記録を廃棄して差し支えなく、施行日以降当該記録を廃棄するまでの間に、差押債権者から債権の一部取立ての届出や支払を受けていない旨の届出がされた場合には、届出がされた時点において、1項特別保存を延長する旨の特別保存の認定権者による判断を仰ぎ、差押命令の取消しの決定が確定した後5年間は記録を保存することになる。また、施行日以降当該記録を廃棄するまでの間に、第三債務者などから差押命令の取消しを行うよう上申等がされた場合には、執行裁判所が差押命令を取り消す意向であれば、1項特別保存を延長する旨の特別保存の認定権者による判断を仰ぎ、差押命令の取消しの決定が確定した後5年間は記録を保存することになる。

(令和2. 3. 6 総三印)

帳簿諸票備付通達及び帳簿諸票取扱通達の改正の概要

第1 改正の趣旨

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）の施行に伴い、平成4年8月21日付け最高裁総三第27号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け等について」（以下「帳簿諸票備付通達」という。）及び平成4年8月21日付け最高裁総三第28号総務局長通達「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」（以下「帳簿諸票取扱通達」という。）について、所要の改正を行った。

第2 改正の内容

1 帳簿諸票備付通達の改正について

第三者からの情報取得事件は、地方裁判所の管轄に専属するので（民事執行法（昭和54年法律第4号）第204条），第三者からの情報取得事件簿は地方裁判所にのみ備え付けることとし、同事件簿の保存期間を10年とした。

2 帳簿諸票取扱通達の改正について

第三者からの情報取得事件簿に使用する様式は、強制執行等事件で使用している帳簿諸票取扱通達別紙様式第15を使用することとし、これに所要の変更を行った。

(令和2. 3. 6 総三印)

保管金通達の改正の概要

第1 改正の趣旨

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）の施行に伴い、平成4年9月2日付け最高裁総三第31号事務総長通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」について、所要の改正を行った。

第2 改正の内容

民事執行法（昭和54年法律第4号）の改正により、第三者からの情報取得手続が新設された。同手続は、民事執行手続の一環であるので、手続費用についての保管金の種目を「民事執行予納金」とすることとし、事件の種類に「第三者からの情報取得事件」を追加した。